

6

傾斜路

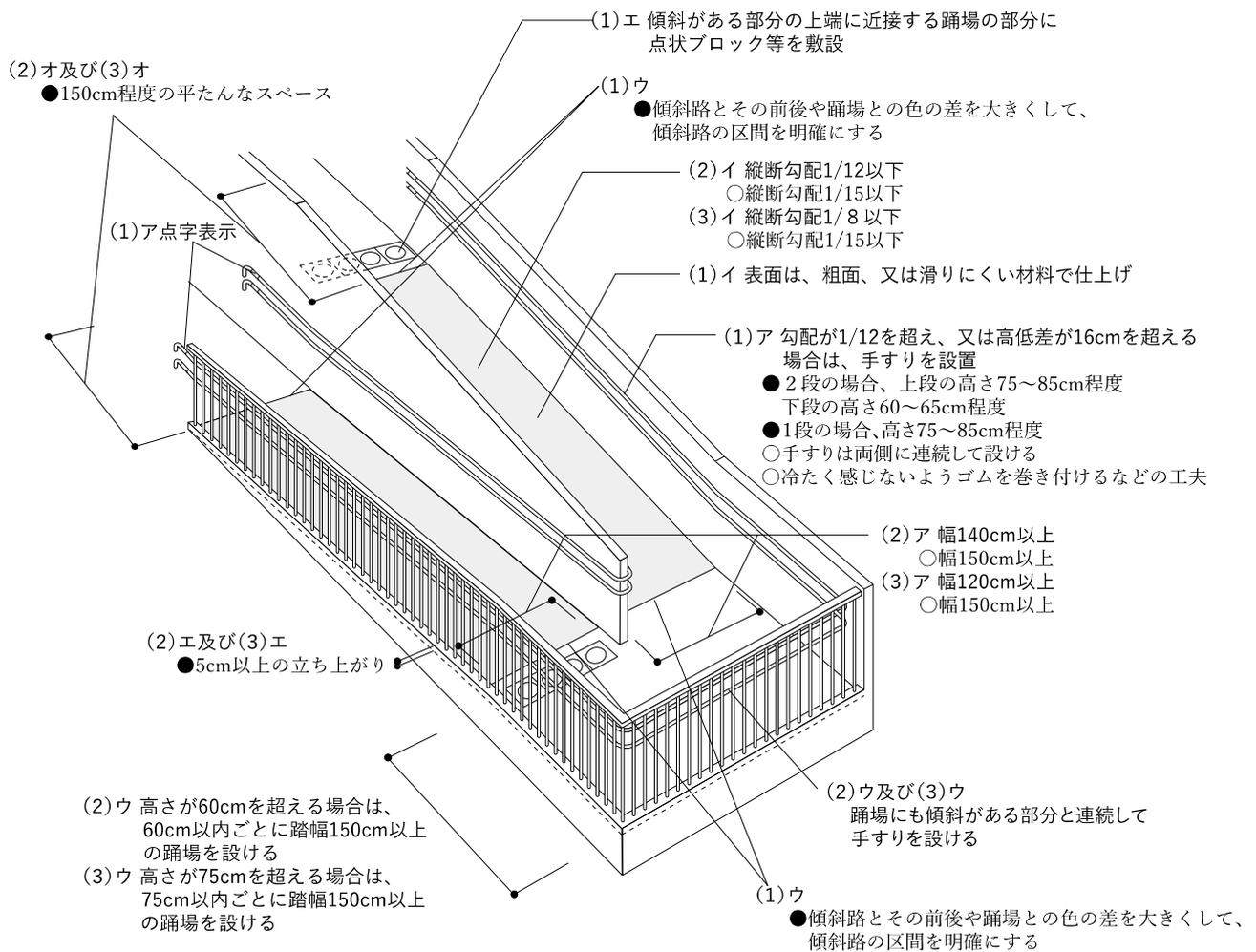
整備の基本的な考え方

- 建築物内の廊下等に高低差や段が生じている場合には、傾斜路を整備する。
- 傾斜路は、車椅子使用者や高齢者、ベビーカー利用者等が安全かつ円滑に利用できるよう、前後の通路等の床と段差がないように接続するとともに、勾配はできる限り緩やかにし、床面には滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 整備基準は、(1) 施設利用者が利用する全ての傾斜路、(2) 移動等円滑化経路内の傾斜路、(3) 小規模施設等の移動等円滑化経路内の傾斜路のそれぞれについて定めている。

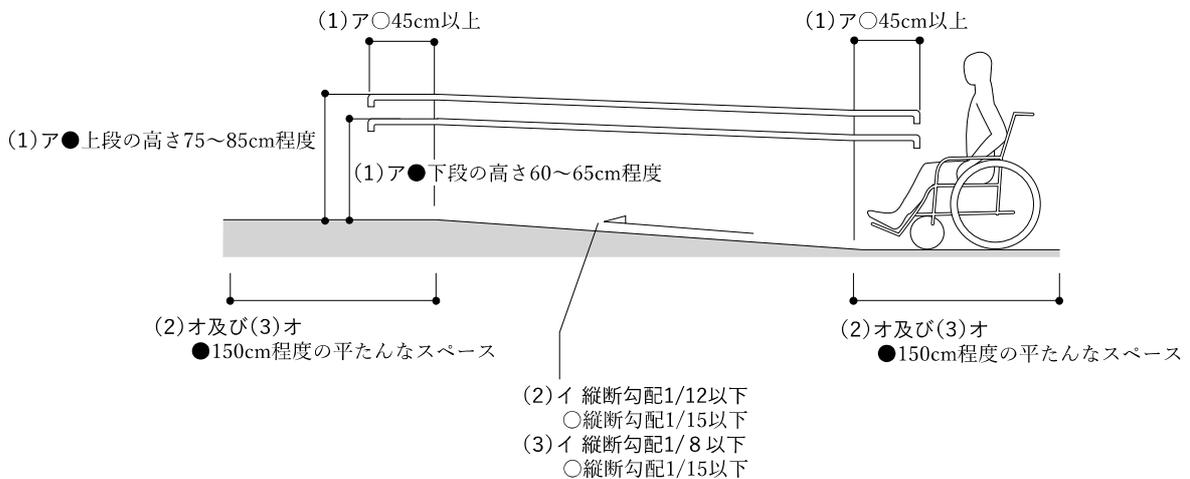
整備基準		解説	望ましい水準
(1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。			
ア 手すりの設置	勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●この基準は、施設利用者が利用する全ての傾斜路に適用される。 ●手すりは、傾斜路の両側に踊場も含め連続して設けることを基本とし、構造上困難な場合は、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85cm 程度、下段 60～65cm 程度とし、1 段の場合は、75～85cm 程度とすること。 ●原則として、断面を円形（直径 3～4cm 程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5cm 程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 →「点字その他の案内設備」に関しては 2 敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44 頁)を参照	<ul style="list-style-type: none"> ○両側に連続して設置する。 ○手すりは、冷たく感じないようにゴムを巻き付けるなど工夫をする。 ○傾斜路の上端・下端では、手すりは水平に 45cm 以上延長する。
イ 床面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
ウ 傾斜路の識別	傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	●傾斜路とその前後や踊場との色の差を大きくして、傾斜路の区間を明確にすること。	
エ 点状ブロック等の敷設	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、小規模施設、別表第 1 の 4 ((2) の施設に限る。)、9 ((2) の施設に限る。)、10 及び 11 ((8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が 2,000 m ² 未満の同表の 9 ((1) の施設に限る。) 及び 11 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。	≪左欄記載施設≫ ◆「小規模施設」→ 2 敷地内の通路(3)の解説(46 頁)を参照 ◆「別表第 1 の 4 ((2) の施設に限る。)、9 ((2) の施設に限る。)、10 及び 11 ((8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場 ◆「用途面積が 2,000 m ² 未満の同表の 9 ((1) の施設に限る。) 及び 11 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設」：用途面積 2,000 m ² 未満の共同住宅、路外駐車場 ●視覚障害者が傾斜路の上端の位置を認知しやすいよう、傾斜路の上端に近接する位置に点状ブロック等を敷設する。 ●点状ブロックの位置は、傾斜路の上端から 30cm 程度離れた箇所とすること。 →点状ブロックの形状、色、材質等に関しては、3 出入口(2)エの解説(51 頁)を参照	

整備基準		解説	望ましい水準
オ 点状ブロック等の敷設の例外	エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。	●勾配1/20以下の傾斜路、又は高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜路の場合、エの傾斜路上端への点状ブロック等は敷設しなくてもよい。	
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。		●この基準は、移動等円滑化経路内の傾斜路に適用される。 →「移動等円滑化経路」：1 移動等円滑化経路(40頁)を参照	
ア 幅	幅は、140cm以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90cm以上とすることができる。	→2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照	○幅150cm以上 ○階段に併設する場合は、幅120cm以上
イ 縦断勾配	勾配は、12分の1以下とすること。	●車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とし、下降する場合も腕にかかる負担は大きいため、勾配はできる限り緩くする必要がある。 ●車椅子使用者の通行を妨げないよう、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。 ●横断勾配は1/50以下	○縦断勾配1/15以下
ウ 踊場	高さが60cmを超えるものにあつては、高さ60cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。	●斜路行程が長い場合や、方向が途中で変わる箇所は、車椅子使用者が体勢を立て直したり、回転できるよう、途中で踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	
エ 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●転落の危険性を考慮して、車椅子のキャスター等が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり設けること。	
オ 傾斜路の前後のスペース	傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	●傾斜路と接する部分には、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう長さ150cm程度の平坦なスペースを設けること。	
(3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。		◀左欄記載施設▶ ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照 ●この基準は、小規模施設等の移動等円滑化経路内の傾斜路に適用される。 →「移動等円滑化経路」：1 移動等円滑化経路(40頁)を参照	
ア 幅	幅は、120cm以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90cm以上とすることができる。	→2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照	○幅150cm以上 ○階段に併設する場合は、幅120cm以上
イ 縦断勾配	勾配は、8分の1以下とすること。	→(2)イ参照	○縦断勾配1/15以下
ウ 踊場	高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。	→(2)ウ参照	
エ 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	→(2)エ参照	
オ 傾斜路の前後のスペース	傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	→(2)オ参照	

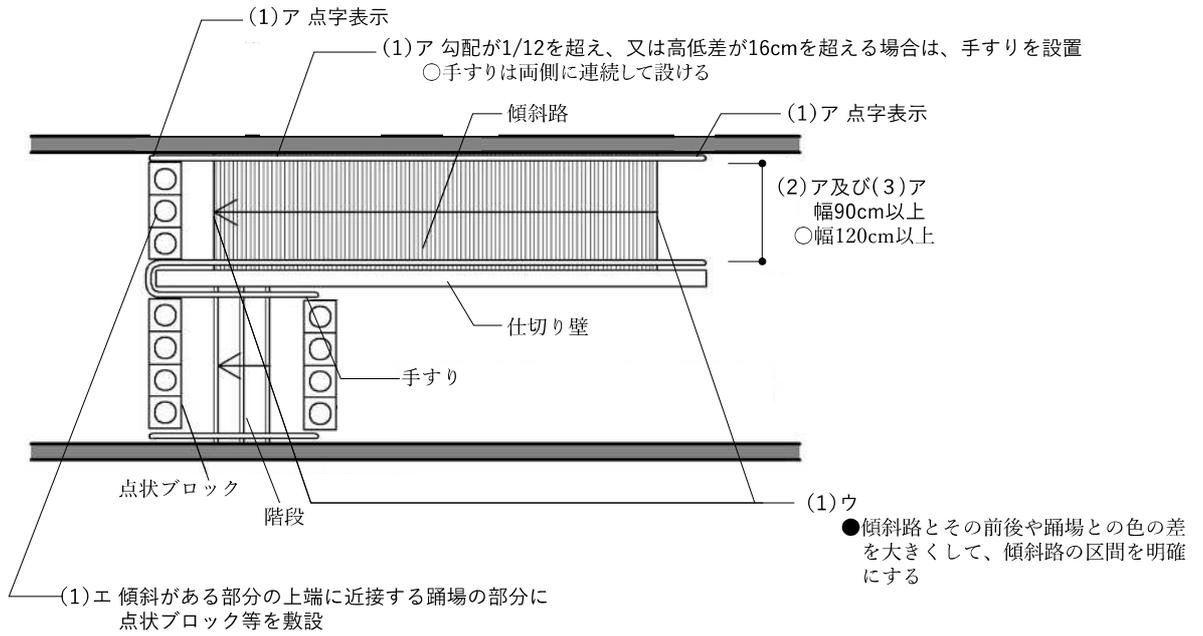
□ 傾斜路の整備例



■ 縦断勾配



□階段併設の整備例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省） p 2-87を加工して作成